

令和6年第7回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年7月18日（木）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年7月18日(木)
午後1時30分から午後2時09分まで

2. 出席委員(20名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	加藤 博一	5 番	岡沢 聡	6 番	稲野 実
7 番	釋 巖	8 番	東浦 有治	9 番	長澤 均
11 番	藤井 照三	12 番	森田 直弘	13 番	中井 正美
14 番	杉本 泰彦	15 番	西尾 正美	16 番	植山 照男
17 番	長澤 陽子	18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明
20 番	西田 清明	21 番	中井 博幸		

3. 欠席委員(1名)

10 番 生田 梨恵

4. 会議録署名委員

4 番 加藤 博一 5 番 岡沢 聡

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	佐治 功	室長補佐	橋本 英樹
参 事	山岸 健史	主 任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第 3 4 号 議 案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第 3 5 号 議 案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第 3 6 号 議 案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
第 3 7 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第 3 8 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第 3 9 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第 4 0 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
第 4 1 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
第 4 2 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
第 4 3 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
報 告 第 3 2 号 農地等状況報告の件

令和6年第7回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和6年第7回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 着座にて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は20名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、生田委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、4番 加藤委員さん、5番 岡沢委員さんをお願いします。
- 案件に入ります前に、令和6年第6回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月6月17日開催の総会で、採決されました第28号議案及び第29号議案の農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。
- その内容は、両議案ともに、今宮及び白島地区の農地を[]に転用

6月20日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、7月8日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

議長

日程第2、第34号議案及び日程第3、第35号議案は、いずれも農地法第3条の規定による所有権移転許可の件となります。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

申請地は、石丸[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル、他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。

譲渡人は、[REDACTED]氏、区域は市街化調整区域です。

議長

本件につきまして、藤井委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

藤井委員

申請地は、[REDACTED]の南西約[REDACTED]メートルに位置する[REDACTED]筆の農地で
す。

譲受人の[]氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の[]氏から、所有権を移転しようとするものです。

〇〇氏は、〇〇地区で従来から耕作されており、農機具もお持ちですので、農業経営に問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

2

議	長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
---	---	---

全委員	異議なし。
-----	-------

議 長	ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。 次に、日程第３、第３５号議案を議題といたします。 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
-----	---

事務局
ただいま議題となりました第35号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。
申請地は、萱野[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。
譲受人は、[]氏、農作業歴は[]年、耕作面積は、[]平方メートル、通作距離は[]キロメートル、主たる従事者との関係は本人でございます。
譲渡人は、[]氏、区域は市街化調整区域です。
以上、第35号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、杉本委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

第35号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の南約[]メートルに位置する農地です。

譲受人の[]氏が、農業経営規模の拡大のため、このたび、譲渡人の[]氏から、所有権を移転しようとするものです。

[]氏は、[]地区で従来から耕作されており、農機具もお持ちですので、農業経営に問題はないと思います。

本件は、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議	長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
---	---	---

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可するとに決定いたします。
次に、日程第４、第３６号議案、農地法第５条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第36号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、萱野[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[redacted] 氏、譲渡人は、[redacted]
[redacted] 氏、転用目的は [redacted]、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分については、申請地周辺に、住宅が連たんしていることから、第3種農地となっています。

以上、第36号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、杉本委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

杉本委員

第36号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の西約[]メートルに位置する農地です。

譲受人の[]氏が、[]氏所有の建物への[]を整備するために転用されるものです。

周辺の状況は、[]は譲渡人の[]に隣接しますが、それ以外は[]に接しており、転用による周囲の農業経営への影響はなく、問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第5、第37号議案から日程第7、第39号議案は、いずれも生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件となります。

それでは日程第5、第37号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第37号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

買取り申出する土地は、萱野■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は■■■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。

以上、第37号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、杉本委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

杉本委員

第37号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の北約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地です。

申出人の■■■■氏は、■■■■に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地として管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長	ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。 次に、日程第6、第38号議案を議題といたします。 本件につきまして事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました第38号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。 買取り申出する土地は、外院■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■、面積は■■■■■平方メートルです。 主たる従事者は、■■■■■氏、申出人は■■■■■氏で、申し出する者との関係は■■■■■です。 申出事由は■■■■■、申出事由が生じた日は■■■■■でございます。 以上、第38号議案のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、森田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
森田委員	第38号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地は、■■■■■の南西約■■■■■メートルに位置する農地です。 申出人の■■■■■氏は、■■■■■に、主たる従事者である■■■■■氏が農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。 生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地として管理をされていたことを確認しました。 証明書の発行には問題はないものと思います。 以上で、調査内容の報告を終わります。
議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全 委 員	異議なし。
議 長	ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。 次に、日程第7、第39号議案を議題といたします。

事務局 本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第39号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料11ページからでございます。

買取り申出する土地は、小野原東■■■■、地目は、台帳、現況とも■■、面積は■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は■■、申出事由が生じた日は■■■■でございます。

以上、第39号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、稲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲野委員 第39号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の東隣の■■筆の農地です。

申出人の■■■■氏は、■■■■に農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で体調を崩されるまでは、農地として管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第8、第40号議案から日程第11、第43号議案は、いずれも農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、日程第8、第40号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第40号議案の説明に先立ちまして、第40号議案から第43号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら4件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

それでは、第40号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料13ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■■■■■■■ 地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■■■■■■■氏です。

貸し手は、■■■■■■■■■■氏で、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日までです。

以上、第40号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、中井正美委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井正美委員

第40号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の南東約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地です。

貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が、利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員	異議なし。
議 長	ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。 次に、日程第9、第41号議案を議題といたします。 本件につきまして事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました第41号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書3ページ、参考資料15ページからでございます。 申請地は、石丸■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。 借り手は、■■■■■■■■■■氏です。 貸し手は、■■■■■■■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権（解除条件付）、設定期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までです。 以上、第41号議案のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、藤井委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
藤井委員	第41号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地は、■■■■■■■■■■の南西側に隣接する農地です。 貸し手は、■■■■■■■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■■■■■■■氏が、利用権の設定を受け耕作をしています。 この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。 ■■■■■■■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われま。 本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われま。 以上で調査内容の報告を終わります。
議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員	異議なし。
議 長	ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。 次に、日程第10、第42号議案を議題といたします。 本件につきまして事務局の説明を求めます。
事 務 局	ただいま議題となりました第42号議案につきまして、ご説明申し上げます。 議案書3ページ、参考資料17ページからでございます。 申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。 借り手は、■■■■氏です。 貸し手は、■■■■氏で、設定する利用権の種類は賃借権（解除条件付）、設定期間は令和6年10月1日から令和11年9月30日までです。 以上、第42号議案のご説明といたします。
議 長	本件につきまして、中久保委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
中久保委員	第42号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。 申請地は、■■■■から南約■■■■メートルの東側に位置する■■筆の農地です。 貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が、利用権の設定を受け耕作をしています。 この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。 ■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。 本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。 以上で調査内容の報告を終わります。
議 長	本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。
次に、日程第11、第43号議案を議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第43号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料19ページからでございます。

申請地は、上止々呂美■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は、■■■■平方メートルです。

借り手は、■■■■氏です。

貸し手は、■■■■氏で、設定する利用権の種類は賃借権（解除条件付）、設定期間は令和6年10月1日から令和9年9月30日までです。

以上、第43号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中久保委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中久保委員 第43号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■から南約■■■■メートルの東側に点在する■■筆の農地です。

貸し手は、■■■■氏で、現在、申請地におきましては、借り手の■■■■氏が、利用権の設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き利用権の設定を行うものです。

■■■■氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われま

す。本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われま

す。以上で調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原

案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

日程第12、報告第32号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事 務 局 〈令和6年度研修会について稲野幹事長から報告〉
〈9月の委員会日程変更について説明〉
〈次回日程について説明〉

議 長 これをもちまして令和6年第7回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時09分)

上記は、令和6年第7回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 稲垣 恵一

署名委員 関次 聡

署名委員 加藤 博一